

## 令和2年度「民生委員・児童委員の日（5月12日）」のお知らせ

全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員は、地域の人びとの身近な相談相手となり、必要な支援への「つなぎ役」として、さまざまな関係機関と連携しつつ、日々活動を行っています。

全国民生委員児童委員連合会（全民児連）は、民生委員・児童委員活動を地域住民の皆さまに知っていただくとともに、委員自らの意識を高め、各地での活動をさらに発展させるために、毎年5月12日を民生委員・児童委員の日と定めています。

※大正6（1917）年5月12日に、民生委員制度の源である「済世顧問制度」を定めた岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

### <民生委員・児童委員の日>

令和2年 5月12日（火）

（この日からの1週間【5月12日（火）～18日（月）】を  
「活動強化週間」としています。）

期間中、全民児連では、民生委員・児童委員活動を広く社会に対して発信するPR映像「民Say!Rap!」についての広告をソーシャルネットワークサービス「FaceBook」へ掲載する等、さらに幅広い方々が委員制度に接することができるような広報を展開します。



「民Say!Rap!」FB 広告掲載イメージ

また、民生委員・児童委員の魅力をおしゃれに楽しく伝えるフリーペーパー「民SAY!」のダウンロードデータの提供や、三つ折りカードやクリアファイル等PRグッズを引き続き頒布し、

全国で取り組まれる広報活動を支えます。

「PR映像：民 Say!Rap!」と「フリーペーパー：民 SAY!」についてはこちら  
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/hope/>

『民生委員・児童委員の日 活動強化週間』のお知らせはこちら  
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/2020022701/>

社会構造や家庭のありようが変化している昨今、児童虐待や社会的孤立など、地域課題は複雑多様なものとなっています。課題を抱えた人びとを地域で支え、支援機関等につなぐためにも、民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。